平成２４年（フ）第３８６６号
大阪市此花区島屋２丁目３番３―402号
債務者　田中　広美
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白木　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８６８号
大阪市城東区関目２―14―20　ヴィラ関目301号、住民票上の住所大阪市旭区高殿２丁目６番31号
債務者　筆野　　博
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　憲太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８９０号
大阪府東大阪市森河内西２丁目10番７号
債務者　廣瀬　安男
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９０５号
大阪市大正区小林東２丁目２番６―509号
債務者　甲斐　　朗
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川みち子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月15日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９３９号
大阪市淀川区西宮原２丁目３番35―212号
債務者　仲程　武司
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹田　真理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０８号
和歌山市黒田15番地　サンルーカス301号
債務者　木村　浩造
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上岡　美穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月15日午前10時55分
5　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３７０号
岡山市南区南輝２丁目24番35号
債務者　楠田　　崇
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小寺　立名
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月17日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７１号
埼玉県川越市三光町35番地13　三光町団地３―101号室、前住所埼玉県川越市大字小ケ谷668番地３
債務者　柳　　美也
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　　敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３９９号
埼玉県川越市大字小室486番地６、前住所埼玉県川越市大字小ヶ谷668番地３
債務者　柳　　喜文
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　　敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月17日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第４０号
和歌山県東牟婁郡串本町出雲1617番地の83
債務者　出口　二郎
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第７２号
三重県志摩市阿児町立神2806番地１
債務者　中川沙奈美
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第７３号
三重県志摩市阿児町立神2806番地１
債務者　中川　祥子
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第６２号
山形県東置賜郡川西町大字西大塚1168番地７
債務者　石崎　正徳
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第６９号
山形県東置賜郡高畠町大字山崎180番地の11、前住所山形県東置賜郡高畠町大字山崎189番地の７
債務者　服部　幸子
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第２９０号
愛知県岡崎市竜美中１丁目５番地　三菱社宅Ⅰ―311
債務者　後藤　仁宏
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１７０号
岡山県倉敷市亀島２丁目20番55号　サン・コート102号
債務者　板野　修次
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第７２号
岡山県勝田郡勝央町黒坂20番地１
債務者　水島　律子
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
岡山地方裁判所津山支部